

株主各位

**第 44 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項**

業務の適正を確保するための体制

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

朝日インテック株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asahi-intecc.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

I 決議の内容概要

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」とします。）の会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制（以下「内部統制システム」とします。）の整備に関する会社方針として、取締役会において次のとおり決議いたしました。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ効率的であることを確保する。
 - ② 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため企業行動憲章を制定し、同憲章に則り、各取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、当社グループ内への周知徹底を図る。
 - ③ 当社グループの取締役及び使用人は、法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、又はその旨の報告を受けた場合は、直ちに当社の取締役に報告するものとする。また監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定と実施を求めることができる。
 - ④ 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備し運用する。
 - ⑤ 当社の社長直属組織である内部監査室は、当社グループの内部統制システムの有効性をモニタリングするとともに、法令、定款及びコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
 - ⑥ 当社グループの法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実を発見した場合の報告制度として、当社は内部通報規程を制定し、社外の弁護士等を直接の情報受理者とする内部通報システムの運用を行う。当社は、内部通報を受けた事項のうち重要事項については、監査等委員会に報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 秘密情報取扱規程に基づき、取締役から臨時雇用者に至るまで、全ての役員及び職員を対象として、情報をランク付けし、取扱方法、権限等を定め管理体制を整備する。
 - ② 文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の取締役会は、当社グループの業務執行に重大な影響を与えるリスクの予防と発生した損失の管理のため、危機管理規程、関係会社管理規程等の各種規程を整備し、当社グループ全体に対する横断的なリスク管理体制を整備する。
 - ② 当社グループにおける日常の業務遂行に関わる通常のリスク管理は、職務権限規程に基づき各部門が付与された権限の範囲内で適切に行う。
 - ③ 当社の管理本部の各部門が、専門知識と各業務プロセスに精通した知見を基に当社グループ各部門のリスク管理の状況の検証と確認を行い、問題を発見したときは取締役会に報告する。
 - ④ 当社グループに天災等の不測の重大事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする災害対策本部を設置し、同本部が統括して危機対応にあたり、損害及びその拡大を防止する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。また当社グループの取締役（社外取締役を除く）及び当社の執行役員の参加する業務連絡会を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。
 - ② 当社グループの事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く）はその方針に基づき業務を執行する。

- ③当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く）は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により従業員への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、子会社に適用される関係会社管理規程により、子会社の重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとし、また子会社の重要案件については当社取締役会に付議する扱いとする等の体制を敷くことで、子会社の業務の適正を確保する。
- ②当社は、グループ会社担当役員を任命し、各子会社の業務執行を管掌する。
- ③当社グループの取締役は、子会社において法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役に報告する。
- ④当社の監査等委員会及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができる。
- (7) 前（6）の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項並びに前（6）の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
- ②監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
- ①当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ②子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社の取締役、使用人に直ちに報告する。報告を受けた者が当社の取締役又は使用人である場合は、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
- ③当社の取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査等委員会に報告する。
- (9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループは、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役、監査役又は使用人（以下「通報者」という）の異動、人事評価及び懲戒等において、当該報告を理由として通報者を不利益に取扱わない。
- ②当社グループは、通報者の異動、人事評価及び懲戒等に関し、監査等委員会がその理由の開示を求めた場合は、これに応じる。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除いて、これに応じる。
- (11) その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①全取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員会の求めに応じ個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務並びに法令及び定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名の上、毎期末に監査等委員会宛に提出する。
- ②取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査等委員に配布する。
- ③取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後、速やかに監査等委員に回覧する。

II 体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記の基本方針に則った体制を整備し、適切に管理しております。主な取組みは次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ①当社グループは、当社グループにおける法令違反等を発見し是正するため、内部通報制度として「ASAHIグループコンプライアンスホットライン」を設け、社内及び社外の窓口を通じて相談・通報を受け付けております。
- ②内部通報制度の活用を促すため、内部通報規程に通報者が当該規程に基づく通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを明記するとともに、社内イントラネット及び社内報を通じて周知を行っております。

(2) リスク管理体制

- ①BCP基本方針のもと、想定リスクを定め、リスク管理の取組みを推進するとともに、緊急時には、危機管理規程により、緊急時の対応を定めております。
- ②災害や事故等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練や安否確認システム訓練などを実施しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保

- ①当社グループにおける業務の適正の確保につきましては、当社の管理部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い子会社に業務執行内容の定期報告を実施させるとともに、重要案件についての協議を行っております。
- ②会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項等のリスク情報の報告体制を明確化・強化するとともに、当社グループの損益に影響を及ぼす重大案件については、当社取締役会において検討・協議を行っております。
- ③内部監査室は、年度監査方針に基づき監査実施計画を策定した上で、各子会社に対する内部監査を実施し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 取締役の職務執行

- ①取締役会は、取締役（監査等委員を除く）11名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）から構成され、法令・定款が定める重要事項や経営課題について審議・決定をしております。
- ②取締役会は当事業年度13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況の監督を行い、活発な意見交換が行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(5) 監査等委員会の職務執行

- ①監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ②監査等委員会は、内部監査室が実施する内部監査の報告を受けるとともに、内部監査室と連携し、各事業所、子会社等の監査を効率的に実施しております。
- ③会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報を交換しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

(2) 連結子会社の名称

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.

フィルメック株式会社

ASAHI INTECC USA, INC.

ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.

朝日インテック J セールズ株式会社

朝日英達科貿(北京)有限公司

トヨフレックス株式会社

TOYOFLEX CEBU CORPORATION

ASAHI INTECC LATIN PROMOCÃO DE VENDAS LTDA.

ASAHI Medical Technologies, Inc.

ASAHI INTECC EUROPE B. V.

ASAHI INTECC CIS LLC

当連結会計年度より、新たに設立したASAHI INTECC EUROPE B. V. 及びASAHI INTECC CIS LLCを連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社名

日本ケミカルコート株式会社

フィカス株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない非連結子会社名

日本ケミカルコート株式会社

フィカス株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社2社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、朝日英達科貿(北京)有限公司及びASAHI INTECC CIS LLCの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たってこれらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づき財務諸表を使用しております。

なお、ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. の決算日を3月31日から6月30日に変更しておりますが、この変更に伴う連結計算書類への影響はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品、主に総平均法による原価法

仕掛品、原材料 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主に定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産(注)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(注) 「リース資産」は、有形固定資産「その他の有形固定資産」に含めて表示しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

海外連結子会社は、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社は、2005年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、一部の海外連結子会社で発生した過去勤務費用を発生年度に即時費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、海外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引管理規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクについてヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

国際財務報告基準 16 号「リース」

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度より、国際財務報告基準第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて資産及び負債として計上するとともに、投資その他の資産に含めていた一部の資産について有形固定資産に振替を行っております。IFRS 第 16 号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」が 979,530 千円、流動負債の「その他」が 65,814 千円、固定負債の「その他」が 376,393 千円それぞれ増加し、投資その他の資産が 587,548 千円減少しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」（当連結会計年度6,525千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めておりました「作業くず売却益」（前連結会計年度22,485千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

IV. 追加情報

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響に関しましては、緊急性が高い症例のみ治療を行い、待機が可能な症例については治療が延期されることから、一時的に症例数が減少しておりますが、延期された待機症例の大半が治療されることが予想されます。

こうした状況も踏まえ、徐々に回復に向かうことから、当社の業績への影響は限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,304,197千円 |
|-------------------|--------------|

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については、銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。外貨建の営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金はすべて1年以内の支払期日であり流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）が存在しております。

借入金のうち、一部の長期借入金は円建固定金利借入を目的としながらも、外貨建変動金利借入契約となっているものがあり、個別契約ごとに金利通貨スワップ取引により、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し元本と支払利息の固定化を図っております。

ヘッジの有効性の評価については、一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高（限度額）管理を行うとともに、新規取引開始時・与信限度額改定時においては、取引先の信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかの判断を行い、また、主要な取引先の信用状況を每期把握し、変化した信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかを見直す体制を整備しております。

デリバティブ取引については、取引先として高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

海外子会社への貸付に起因する為替リスクの一部については、外貨建借入によって為替リスクをヘッジしております。

低利な円資金の調達を目的に行う外貨建借入については、金利通貨スワップによって為替変動リスク・金利変動リスクをヘッジしております。

市場価格の変動リスクに晒されている株式は、いずれも業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握する体制を整備し管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクが存在する営業債務や借入金は、グループ各社が取引先ごとの期日及び残高を把握するとともに、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	18,554,007	18,554,007	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,403,575	7,403,575	—
(3) 電子記録債権	1,325,060	1,325,060	—
(4) 投資有価証券	2,657,649	2,657,649	—
資産計	29,940,293	29,940,293	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,711,954	1,711,954	—
(2) 電子記録債務	465,044	465,044	—
(3) 短期借入金	1,438,023	1,438,023	—
(4) 未払金	1,472,981	1,472,981	—
(5) 未払法人税等	2,044,205	2,044,205	—
(6) 長期借入金	6,475,618	6,435,009	40,608
負債計	13,607,827	13,567,218	40,608
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、

(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、上記の連結貸借対照表計上額には1年内返済予定の長期借入金1,549,952千円を含んでおります。

デリバティブ取引

取引先、金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、一体処理を採用している金利通貨スワップについては、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額795,168千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額200,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	276円13銭
1 株当たり当期純利益	35円25銭

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①商品及び製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15年～47年
機	械及び装置	7年～10年
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

2005年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引管理規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクについてヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」（当事業年度6,525千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めておりました「固定資産売却益」（前事業年度4,666千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

III. 追加情報

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響に関しましては、緊急性が高い症例のみ治療を行い、待機が可能な症例については治療が延期されることから、一時的に症例数が減少しておりますが、延期された待機症例の大半が治療されることが予想されます。

こうした状況も踏まえ、徐々に回復に向かうことから、当社の業績への影響は限定的なものに留まるといった仮定のもと、当事業年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,417,271千円
2. 偶発債務	
債務保証	
子会社の銀行取引に対する保証	
TOYOFLEX CEBU CORPORATION	2,000,000千円
計	2,000,000千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	9,008,522千円
短期金銭債務	8,523,372千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	23,410,711千円
仕入高	17,335,323千円
その他の営業取引高	1,541,751千円
営業取引以外の取引高	252,461千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数	普通株式	7,878株
------------	------	--------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	107,675千円
賞与引当金	68,373千円
たな卸資産評価損	53,521千円
貸倒引当金	23,550千円
退職給付引当金	284,919千円
減価償却費超過額	58,138千円
投資有価証券評価損	403,214千円
資産除去債務	42,503千円
その他	240,438千円
繰延税金資産小計	1,282,336千円
評価性引当額	△445,791千円
繰延税金資産合計	836,545千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△324,964千円
資産除去費用	△9,338千円
圧縮積立金	△67,360千円
繰延税金負債合計	△401,663千円
繰延税金資産の純額	434,882千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の 製造 資金の援助 役員の兼任	原材料等の 有償支給 (注1)	3,960,136	未収入金	701,524
				製品、材料 の仕入等 (注1)	10,495,977	買掛金	2,330,934
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2)	1,500,000 1,500,000 7,636	短期貸付金	1,500,000
子会社	ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の 製造 資金の援助 役員の兼任	原材料等の 有償支給 (注1)	6,480,092	未収入金	280,149
				製品、材料 の仕入等 (注1)	6,002,594	買掛金	1,430,537
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2)	3,036,141 1,583,404 39,726	短期貸付金	3,010,428
子会社	ASAHI INTECC USA, INC.	直接 100.0%	当社製品の 販売 資金の援助 役員の兼任	製品の販売 等(注1)	9,090,300	売掛金	2,931,595
				利息の受取 (注2)	72,927	短期貸付金 長期貸付金	624,892 1,874,676
子会社	朝日インテック J セールス(株)	直接 100.0%	当社製品の 販売 役員の兼任	製品の販売 等(注1)	9,897,370	売掛金	2,841,616
				利息の支払 (注3)	12,610	預り金	4,042,476
子会社	トヨフレックス(株)	直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注3)	24,840	長期貸付金	4,533,569
子会社	TOYOFLEX CEBU CORPORATION	間接 100.0%	役員の兼任 資金の援助 銀行取引に 対する保証	資金の貸付 利息の受取 (注2)	4,500,000 10,602	長期貸付金	4,500,000
				債務保証	2,000,000	—	—

上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高（短期貸付金及び長期貸付金、預り金は除く。）には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

2. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 子会社に対する貸付及び子会社からの預りについては、CMS（キャッシュマネジメントシステム）にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の 近親者	宮田尚彦 (注)2	被所有 直接0.2%	当社顧問	顧問報酬 の支払	36,000	—	—
役員	加藤忠和 (注)3	被所有 直接0.1%	当社常務 取締役	新株予約権 の行使	20,440	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問報酬額は、当社取締役会において決定しております。

2. 代表取締役社長宮田昌彦及び代表取締役副社長宮田憲次の実父であり、当社の代表取締役会長として企業経営及び研究開発に携わってきた実績があり、長年の経験、知識、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。

3. 2014年8月12日開催の取締役会決議に基づき付与された、第3回新株予約権の権利行使によるものであります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	190円43銭
1株当たり当期純利益	30円32銭